

福津市における障がい者雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」第 40 条第 2 項の規定に基づき、障がい者である職員の任免に関する状況を公表します。

機関名	(1) 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員の数	(2) 障がいのあ る職員の数	(3) 実雇用率 (法定雇用 率:2.8%)	(4) 不足数
福津市及び 教育委員会	443.5 人	11 人	2.48%	1 人

(注)

- 令和 6 年6月1日時点。
- 福津市は地方特例認定を受けているため、市長事務部局、教育委員会を合算して算定しています。
- (1)「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」は、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた数（短時間勤務職員は 1 人を 0.5 人に換算）
- (2)「障がいのある職員の数」は、以下のとおり換算し算出
重度身体障がい者、重度知的障がい者は 1 人を 2 人に換算
身体障がい者、知的障がい者である短時間勤務職員は 1 人を 0.5 人に換算
精神障がい者である短時間勤務職員は1人を1人に換算
重度身体障がい者、重度知的障がい者である短時間勤務職員は 1 人を 1 人に換算
- (3)「実雇用率」は、(2)を(1)で除して算出
- (4)「不足数」は、(1)に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から(2)を減じて算出したものであり、これが0.0 となることをもって法定雇用率達成となる。
※実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となれば、法定雇用率達成となる。